

○ 気象災害時対応について

- ・ 小牧市に暴風警報が発令された場合
- ・ 小牧市に特別警報が発令された場合
- ・ 悪天候時の登下校

○ 小牧市のいずれかの地区に避難指示が発令された場合

資料：気象予警報・警戒レベル

○ 「南海トラフ地震に関連する情報」への対応について

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令された場合
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令された場合
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査や呼びかけ終了）が発令された場合

≪その他≫

- ・ 南海トラフ地震臨時情報の発表条件
- ・ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

【小牧市災害情報－小牧市 LINE 公式アカウント登録】

小牧市では LINE をインストールし、「小牧市 LINE 公式アカウント」を友だちとして追加すると、小牧市から「避難指示」など防災に関する情報をはじめ、様々なメッセージを受け取ることができます。LINE 登録につきましてもご協力をいただきますようお願いいたします。

スマホでの LINE 登録の仕方

LINE アプリのコードリーダーを利用して、右の二次元コードをスキャンすると市公式 LINE の友だちに追加されます。



災害情報の受信設定

メインメニューから受信設定で別途、「災害情報」を選択すれば、警報発令情報や河川氾濫情報など災害情報を個別に受信することができるようになる便利な機能もあります。



気象災害時対応について

小牧市に暴風警報が発令された場合

1 登校以前に暴風警報が発表されている場合

- ア 午前6時25分までに警報が解除された場合には、平常通り授業を行う。
- イ 午前6時25分から午前11時までの間に警報が解除された場合には、警報解除の2時間後に授業を開始する。
- ウ 午前11時に警報が解除されていない場合は、当日の授業は行わない。
- エ アやイで登校する場合でも、台風等の影響で登校が危険と認められた場合は、登校せず、自宅待機をする。学校から連絡が無い場合も、保護者の判断で自宅待機させ、その旨を学校へ連絡する。

2 登校後に暴風警報が発表された場合

- 授業を中止し、安全を確認したうえで速やかに下校させる。
- 通学路の通行が危険であるなど、下校が困難と判断した場合は、関係児童の安全のため校内で待機させる。

小牧市に特別警報が発令された場合

1 登校以前に特別警報が発令されている場合

- ア 登校せず、自宅待機をする。
- イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等の情報収集に努め、児童を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。

2 登校後に特別警報が発表された場合

- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等の情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応（校内で待機、外部の避難場所への移動、保護者への引渡し等）を迅速に行う。
- イ 児童を校内で待機させた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等の情報収集に努め、児童生徒を安全に下校できると判断できるまでは下校させない。

<特別警報の発令基準>

- 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

悪天候時の登下校

- ア 登校以前に大雨や雷など、登校が危険と認められた場合は、登校せず、自宅待機をする。学校から連絡が無い場合も、保護者の判断で自宅待機させ、その旨を学校へ連絡する。
- イ 登校後の大雨や雷などは、安全を確認し平常授業を行う。ただし、状況によっては、授業を中止して下校させる場合もある。また、通学路の通行が危険であるなど、下校が困難と判断した場合は、関係児童の安全のため校内で待機させる。

小牧市のいずれかの地区に避難指示が発令された場合

1 登校以前に発令されている場合

- ア 午前6時25分までに避難指示が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- イ 午前6時25分降午前11時までに避難指示が解除された場合は、解除後2時間後に授業を開始する。
- ウ 午前11時以降避難指示が継続されている場合は、授業を行いません。
- エ ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときは、登校を見合わせ、自宅、避難所等、安全な場所で待機をする。学校から連絡が無い場合でも、保護者の判断で安全な場所で待機させ、その旨を学校へ連絡する。

2 登校後に発令された場合

- ア 災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応(学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等)を迅速に行う。
- イ 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童が安全に下校できると判断できるまでは校内で待機させる。

3 避難指示発令日の翌日以降、避難指示が継続されている場合

災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、学校と市教育委員会が協議し、児童が安全に登校できると判断できる場合は、平常どおり授業を行う。

資料 気象予警報・警戒レベル

〈避難情報等〉				〈防災気象情報〉	
警戒レベル	状況	取るべき避難行動	行動を促す情報	【警戒レベル相当情報(例)】	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全 確保※1	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	
~~~~~ 〈警戒レベル4までに必ず避難!〉 ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※2	高齢者等 避難	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)		

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

# 「南海トラフ地震に関連する情報」への対応について

## 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令された場合

- 原則、通常通り教育活動を行う。
- 校外学習の目的地が南海トラフ地震防災対策推進地域や事前避難対象地域の場合
  - ・ 出発前であれば、中止・延期を検討する。
  - ・ 活動中であれば、中断し、帰校する。

## 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合

- 巨大地震の発生に留意しつつ、校外活動を除き、原則、授業や行事等の教育活動を行う。授業後は部活動を行わずに下校する。また、市や教育委員会と連携し、対応を協議する。

## 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令された場合

- 巨大地震の発生に留意しつつ、校外活動を除き、原則、授業や行事等の教育活動を行う。

## 南海トラフ地震臨時情報（調査や呼びかけ終了）が発令された場合

- 通常の教育活動を行う。

## 《その他》

### ○ 南海トラフ地震臨時情報の発表条件

- ・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
- ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

### ○ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

キーワード	発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・ 観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・ 「半割れケース」に相当する現象と評価した場合（南海トラフ沿いでM8.0以上の地震が発生）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・ 「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合（南海トラフ沿いでM7.0以上8.0未満の地震が発生）
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	・ 「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらなないと評価した場合